

物品購入における「制限付一般競争入札」導入 事業者説明会における質疑応答集

開催回		質問要旨	回答
1	2/14 10:30	物品購入及び修繕の公告案件がある場合は、現在のホームページの掲載場所に、物品購入及び修繕の項目が追加されてリンクが貼られるのか、全く新しくページができるのか。	現在のホームページの掲載場所に、物品購入及び修繕の項目が追加されてリンクが貼られ、クリックすると、公告等のページに移動する。
2	2/14 10:30	入札書提出時、自社の封筒を使用したいと考えているが、少しレイアウト等が変わってしまう。記載例のような必要事項が書いてあれば、自社の長3封筒を使用してもかまわないか。	必要事項が書いてあれば、自社の封筒を使用すること、レイアウト等が少し変わってしまう等は差し支えない。ただし、封筒への記載項目について漏れ等の無いよう、よくご確認いただきたい。
3	2/14 10:30	入札は1回とあったが、無効となった業者は次の入札に参加できないのか。	入札参加者が全て無効や失格の場合は、再公告となるため、無効となった業者も再公告には参加できる。
4	2/14 10:30	第一落札候補者には連絡が来て、審査資格調書を提出する流れだが、自社が第二落札候補者になっている等、開札時点の情報を知ることができないのか。(日中は事務所が不在になることが多い。)	開札日には第一落札候補者にのみ電話連絡をする。事務所が不在になっている場合等も、転送がかかる等、会社として、開札後の対応ができる体制を整えていただきたい。なお、開札場所においては、第一落札候補者及び第二落札候補者を読み上げる。
5	2/14 13:30	入札書及び価格内訳書に記載する金額は、税抜の金額でいいのか。あとから10%の消費税を加算した金額をお支払いいただけるという認識でよろしいか。	入札書及び価格内訳書に記載する金額は全て税抜の金額となる。価格内訳書の下部合計金額を入札書に記載していただくので、入札書に記載する金額も税抜の金額になる。契約価格は入札書に記載した金額に消費税を加算した金額となり、その金額をお支払いすることとなる。
6	2/14 13:30	公告日は原則毎週水曜日とのことだが、だいたい何時頃になるのか。	現時点では、公告掲載日時は水曜日の午後1時15分を予定している。夕方等になることはなく、午後1時15分頃を目安に掲載する。
7	2/14 13:30	事例で「消防車」とあったが、市で購入する消防車という認識でよろしいか。広域は別か。	市で購入する消防車という認識でけっこうです。あくまでも、広域市町村圏整備組合は市とは別組織であるため、今回の発注の仕組みとは異なる。
8	2/14 13:30	自社の茶封筒には既に社名が印刷されているが、それも許容か。	記載例のような必要事項が書いてあれば、既に社名が印刷されている既存の封筒を使用しても差し支えない。
9	2/14 13:30	差出人欄が表面に記載されていてもいいのか。(自社の封筒の表面に社名が既に印刷されている)	差出人欄として必要事項が書いてあれば、差出人欄が表面にあっても差し支えない。ただ、それによって、記載項目が不鮮明になることのないようご注意ください。
10	2/14 13:30	差出人欄が表面に記載されていて、かつ、裏面に記載されていてもいいのか。(自社の封筒の表面に社名が既に印刷されている)	差出人欄として必要事項が書いてあれば、表面、裏面どちらにも差出人欄の記載があっても差し支えない。

物品購入における「制限付一般競争入札」導入 事業者説明会における質疑応答集

開催回		質問要旨	回答
11	2/15 10:30	同等品確認の返答が質問書の返答と同じでは短すぎる。返答までに要する期間はどのくらいと考えているのか。	検討中ではあるが、質問期限より前に同等品確認期限を設定したいと考えている。
12	2/15 10:30	同等品確認後に、物品を変更せざるを得なくなった場合、再度、メーカーとのやり取り（変更）をし、入札参加申込書を提出することを考えると、同等品確認をもう少し早い時期に同等品確認をしてもらえないか。	公告が掲載されたら、随時、同等品確認は提出いただいで差し支えない。同等品確認でき次第、適否をお返すする。 検討中ではあるが、質問期限より前に同等品確認期限を設定したいと考えている。
13	2/15 10:30	同等品適否の基準を教えてください。	公告と同時に掲載される仕様書に購入物品の規格（サイズ等）が記載され、その規格を満たしている参考品も記載される。また、同等品とは「規格、品質、性能等が参考型式と同等以上と認められる物品であって、かつ、仕様書に定める全ての基準を満たすメーカーの既製品」とさせていただくので、この定義と、同等品確認票に記載いただく、同等品確認を受ける物品の価格も含め、総合的に「同等品」「同等以上」の判断をさせていただく。
14	2/15 13:30	今回の制限付一般競争入札は契約検査課管轄の案件のみなのか、他の管轄の課の分も含まれるのか。	今回の予定価格1,000万円以上の物品購入にかかる制限付一般競争入札の発注、公告は、教育委員会案件も含め、全て契約検査課からのみとなる。
15	2/15 13:30	今後、一般委託にも導入されていくのか。	現在、予定価格1億円以上の一般委託についても、同発注方法をとっているが、今後当面の間は、予定価格1億円未満の一般委託に対象を拡大する予定はない。
16	2/15 13:30	入札参加申込や入札参加等資格調書等、FAXでのやり取りが多く見られるが、メールでのやり取りを行う予定はあるのか。	今回の導入にあたっては、FAXでのやり取りとするが、メールでのやり取りについては検討していきたい。
17	2/15 13:30	見積書等、押印省略の書類がある中で、入札書は引き続き押印を続けるのか。	今のところ、入札書に関しては、引き続き、押印をお願いしたい。今後、将来的な電子入札も含め、検討していきたい。
18	2/15 13:30	辞退届を提出した場合のデメリットはあるのか。	円滑な執行のために提出をお願いしたいが、辞退届を提出した場合のペナルティ等はない。
19	2/15 13:30	第一落札候補者への通知後2時間以内に入札参加等資格調書を提出とあるが、連絡は取れたが、何らかの事情でどうしても2時間以内に提出不可の場合は、連絡が取れていれば事情をくんでもらえるのか、事情に関わらず2時間以内に提出が無ければ、第一落札候補者の入札書は無効となるのか。	お手数をおかけしますが、まずは、必ず2時間以内に入札参加等資格調書を提出いただきたい。入札書を提出した場合は、第一落札候補者等となりうることもありますので、会社として、開札後の対応ができる体制を整えていただきたい。
20	2/16 13:30	同額入札の場合の決定方法は、今まで通りの決定方法なのか。	同額入札の場合の決定方法は、P5(17)のとおり、同額入札者が開札立会人の場合はその方が、開札立会人でない場合は、当該入札事務担当者以外の市職員がくじを引くことで決定する。 具体的には、まず初めに「くじを引く順番」を決めるくじを引き、次に「決定者」を決めるくじを前記の順番で引くことで決定する。

物品購入における「制限付一般競争入札」導入 事業者説明会における質疑応答集

開催回			質問要旨	回答
21	2/16	13:30	入札書の到着日は、資料3「入札書及び価格内訳書の到着期限（会津若松郵便局）」までに会津若松郵便局に届いていないといけないのか「入札書及び価格内訳書の受領（市）」までに市に届いていないといけないのか。	資料3「入札書及び価格内訳書の到着期限（会津若松郵便局）」までに会津若松郵便局に受理されていないといけないこととなる。同資料「入札書及び価格内訳書の受領（市）」というのは、契約検査課職員が会津若松郵便局に入札書を受け取りに出向くという意味である。
22	2/16	13:30	郵便物への消印ではなく、会津若松郵便局での受理印が入札書及び価格内訳書の到着期限内にという認識でよろしいか。	その認識でけっこうです。
23	2/16	13:30	公告と同時に掲載される仕様書の様式は、現行の指名競争入札での仕様書と異なるのか。	仕様書の様式については、各案件によって構成の違いはあるが、現行の指名競争入札時の仕様書と大きな相違はなく、また、新しく様式を定める等もない。
24	2/16	13:30	現在、購入依頼課から事前に物品にかかる問い合わせをもらった後に指名を受けているが、今回の制限付一般競争入札導入後も同様の流れになるのか。それとも、全く何の問い合わせ等もなく公告が掲載されるのか。	今回の制限付一般競争入札導入後は、通年において、該当する発注があった場合に随時公告が掲載されるので、毎週水曜日を気にかけてホームページのチェック等をしていただきたい。
25	2/16	13:30	公告は原則毎週水曜日とのことですが、時間帯は決まっているのか。	現時点では、公告掲載日時は水曜日の午後1時15分を予定している。夕方等になることはなく、午後1時15分頃を目安に掲載する。
26	2/16	13:30	第一落札候補者には連絡が来て、審査資格調書を提出する流れだが、自社が第二落札候補者になっている等、開札時点の情報を知ることはできないのか。	開札日には第一落札候補者にのみ連絡をする。 入札書を提出した場合は、第一落札候補者等となりうることもありますので、会社として、開札後の対応ができる体制を整えていただきたい。 なお、開札場所においては、第一落札候補者及び第二落札候補者を読み上げる。
27	2/16	13:30	自分の会社がどのようになっているか分からないと不安なので、開札日当日に金額は無くとも、開札結果をホームページ等で知りたい。 第一落札候補者以外にも公表してほしい。	開札日には第一落札候補者にのみ連絡をする。 入札書を提出した場合は、第一落札候補者等となりうることもありますので、会社として、開札後の対応ができる体制を整えていただきたい。 なお、開札場所においては、第一落札候補者及び第二落札候補者を読み上げる。
28	2/16	13:30	同等品の確認については、確認を提出した業者にしか適否の公表はしないのか。	現時点では、同等品の確認を提出した業者にしか適否の公表はしない考えです。